

第 1 1 回 第 1 農地部 会議事録

日 時 平成30年11月16日(金) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員
1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・10 川口 邦次・11 横山 帛生
12 淺生 哲也・13 平井 秀次・19 佐野 すま子
21 坂野 大徹・24 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 9 石井 康宏

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 長谷川次長・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：紀平担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 2 太田 義政・4 田村 明

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）
- 報告第7号 時効取得による所有権の移転について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について
- 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第6号 事業計画変更承認申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第11回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は9番の石井康宏委員1名で、川邊委員は少し遅れるということ
 で、出席委員は13名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 2番の太田義政委員、4番の田村明委員、よろしくお願ひします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。
 報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。座って説明させていただきます。報告案件を説明させていただ
 く前に、議案書の訂正を2か所お願ひいたします。
- まず1か所目は、9ページになりますが、報告第4号の番号1です。
 右端にある「施設の概要欄」で、一段目に宅地分譲用地とあるのを、二段目
 と同じように、分譲住宅用地と修正願ひます。
 次に2か所目ですが、14ページの議案第1号の番号7です。
 右端にある「事由の欄」ですが、渡人及び受人とも、「耕作利便のため」と
 修正願ひます。
 以上、2か所の訂正をお願ひする形となり、大変申し訳ありませんでした。
- それでは、改めて報告案件の説明をさせていただきます。議案書の1ページ
 から2ページをお願ひいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま
 す。
 番号1から13で、合計件数は13件、合計面積は42,129㎡で、その
 内訳は田が41,981㎡、畑が148㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
 約したものであります。
- 3ページから7ページをお願ひいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ございま
 す。
 番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は44,857.07㎡
 で、その内訳は田が30,471.51㎡、畑が14,385.56㎡ございま
 す。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が雑種地
 等になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して
 指導しております。
- 8ページをお願ひいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ござ
 います。
 番号1、太陽光発電施設用地
 番号2、一般個人住宅用地

番号3、駐車場用地
でございます。

合計件数は3件で、合計面積は576㎡、この内訳は田が502㎡、畑が74㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、分譲住宅用地

番号2、店舗用地

番号3、駐車場用地

番号4、一般個人住宅用地

番号5、6、太陽光発電施設用地

でございます。

合計件数は6件で、合計面積は4,549.25㎡、この内訳は田が79㎡、畑が4,470.25㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地

でございます。

件数は1件で、面積は畑で、208㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地

でございます。

件数は1件で、面積は畑で、302㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者、____、申請地は畑で、面積が849㎡、取得年月日は、昭和60年3月20日でございます。

この案件につきましては、いずれも権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、面積は畑で、849㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。
それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、

事務局の説明をお願いします。

事務局

13ページから14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、面積 28,277㎡、渡人 _____、面積 943㎡ 申請地 栗真町屋町南浜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 663㎡ 外2筆、合計面積 943㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 神戸、受人 _____、面積 7,479㎡、渡人 _____、面積 7,479㎡、申請地 野田一八 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,913㎡ 外6筆、合計面積 7,304㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号3、地区 安東、受人 _____、面積 25,854.12㎡、渡人 _____、面積 10,816㎡、申請地 河辺町門脇 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 225㎡ 外8筆、合計面積 3,182㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高茶屋、受人 _____、面積 3,413㎡、渡人 _____、面積 995㎡、申請地 高茶屋小森上野町大新田 _____、台帳地目・現況地目 田、面積 995㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により離農する渡人から要望され、申請地を譲り受けようものです。

なお、受人の面積が3,413㎡となっておりますが、今回取得する面積と、議案第3号でご審議いただきます面積を加えますと5,135㎡となり、下限面積要件をクリアするものです。

番号5、地区 豊津、受人 _____、面積 5,412㎡、渡人 _____、面積 79㎡、申請地 河芸町影重丸林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 79㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 椋本、受人 _____、面積 6,265㎡、渡人 _____、面積 3,003㎡、申請地 芸濃町椋本八幡前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 669㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 村主、受人 _____、面積 5,716㎡、渡人 _____、面積 117.31㎡、申請地 安濃町川西多倉田 _____、

台帳地目・現況地目とも畑、面積 8.31㎡。

これにつきましては、現状の利用形態に合わせるため受人と渡人が話し合い、本来の権利者へ所有権を移転させようとするものです。

以上、件数は7件で、合計面積は13,180.31㎡、このうち田が10,812㎡ 畑が2,368.31㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

坂野委員 21番 坂野です。11月10日に現地を確認してきました。特に問題なしと思われま。また、地元推進委員についても問題ないという意見でした。以上です。

議長 はい、ありがとう。
番号2番。

前川委員 5番 前川です。11月14日に地元推進委員と連絡をとり、特に問題ないということですので、事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしく願います。

議長 はい、ありがとう。
番号3番。

太田委員 2番 太田です。9日の日に地元推進委員と現地確認をいたしました。この畑は作りにくいとか、恵まれてないところでございますが、営農拡大という事務局の説明どおりでございます。問題ございません。よろしく願います。

議長 はい、ありがとう。
番号4番。

太田委員 1番、太田です。これにつきましては事務局の説明どおり問題ないと考えます。よろしく願います。

議長 はい、ありがとう。番号5番。これ私の地区です。地元推進委員も別に問題ないということで、事務局の説明のとおり問題ありません。
番号6番。

川口委員 10番 芸濃の川口です。9日の日に現地を確認いたしまして、地元推進委員も別に問題はないということでございましたので、よろしく願います。

議 長 はい、ありがとう。
番号7番。

平井委員 13番、平井です。11月9日の日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題ないということでございますので、事務局の説明どおり問題なしということでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。
次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、で
ございます。

番号1、地区 雲出、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
面積 194, 120㎡、貸人 _____、面積 17,591.45㎡、申請地 雲出長常町十ノ割 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,970㎡。
これにつきましては、借人は、兼業により営農を縮小する貸人と5年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。

以上、件数は1件、面積は田で1,970㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

太田委員 1番 太田です。この件につきましても事務局の説明どおり問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、借人 _____、面積 3,413㎡、貸人 _____、面積 8,066㎡、申請地 高茶屋小森上野町大新田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 727㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足により営農を縮小する貸人の要望を受け、3年間の使用貸借権を設定し、営農を拡大するものです。

以上、件数は1件、面積は田で727㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

太田委員 1番、太田です。この件につきましても事務局の説明どおり、問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について、でございます。

番号1、地区 新町、申請者 _____、申請地 南河路備後 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 448㎡。

これにつきましては、既に許可を得ている南河路 _____ を、当時は2筆に

分筆し、農家住宅2棟の建築と農業用倉庫用地として使用する予定でしたが、これを3筆に分筆し、既に許可を得ている対象地の一部を取消し、今後も畑として活用しようとするものです

なお、当初の転用目的である農家住宅用地2棟と農業用倉庫用地は、既に履行されております。

以上、件数は1件で、面積は田で448㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

佐野委員 19番、佐野です。このように間違いないと思います。地元推進委員も同意でございます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本西町 _____、台帳地目 宅地、現況地目 畑、面積 198㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は73.8㎡、設置率は、住宅が隣接していることから影響を考え、境界より少し離して設置するとのことで、転用面積の37.3%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は登記地目が宅地であることから、他との表記になっておりますが、畑で198㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

川口委員 10番、川口です。現地確認をし、地元推進委員も別に問題はないとのこと

でございます。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。
次に議案第6号 事業計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。
議案第6号 事業計画変更承認申請について、でございます。

番号1、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町林上新田 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 353㎡ 外2筆、合計面積 948㎡です。

これにつきましては、平成30年5月16日付けにて許可された案件になりますが、権利の種類のみ変更が生じたため、申請者双方の合意により賃貸借契約を締結し、所有権の移転から賃貸借権の設定へ変更するべく、改めて許可を得ようとするものです。

なお、当初許可を得た転用事業の内容に変更が生じないことを踏まえ、農地法関係事務処理要領、各号に照らし合わせたところ、承認要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、件数は1件、面積は畑で948㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

川口委員 10番、川口です。事務局の説明どおり、別に問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、承認することに決定いたします。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

20ページから21ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 神戸与市垣内____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 49㎡。

これにつきましては、受人は、遠方に住んでいるために、管理が出来ない渡人から申請地を譲り受け、庭園用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 神戸与市垣内____、台帳地目・現況地目とも畑 面積 99㎡。

これにつきましては、受人は、遠方に住んでいるために、管理が出来ない渡人から申請地を譲り受け、庭園用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 分部赤坂____、台帳地目・現況地目とも田、面積 270㎡ 外3筆、合計面積 545㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、236.16㎡、設置率は、転用面積の43.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高野尾、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町下り町____、台帳地目畑、現況地目 雑種地、面積 197㎡ 外1筆、合計面積 797㎡。

これにつきましては、受人は、近年申請地周辺において工事の受注が多いのに対し、事務所隣接地にある既存の資材置場まで距離が遠く、狭いことから苦慮していたところ、渡人からの合意が得られたため、申請地の建築物を解体し、資材置場用地とするものですが、既に盛土がなされ、これまで倉庫用地として使用してしまっている旨の始末書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町北神山川向____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 324㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野中之郷____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 244㎡ 外2筆 合計面積 577㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、395.79㎡、設置率は、転用面積の68.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。

番号7、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町中川西釜糖 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 59㎡ 外2筆、合計面積 260㎡。

これにつきまして、受人は、北側に山林が広がり獣害も多い申請地を、遠方に居住する渡人から譲り受け、今後は山林として杉苗を植林し、管理していかうとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 安濃、受人 _____（賃借人） _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 安濃町内多上河原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 158㎡ 外5筆、合計面積 1,095㎡。

これにつきましては、受人は、 _____ の事務所が手狭であり不便であることから、自宅に隣接する申請地に事務所を移転しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 79㎡ 外1筆、合計面積 734㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、283.76㎡、設置率は、土地の形状が不整形地であることから転用面積の38.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件で、合計面積は4,480㎡、このうち田が1,279㎡、畑が3,201㎡でございます。

これらの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番、2番。

前川委員 5番、前川です。11月9日の日に現地確認しましたが、私はちょっと欠席させていただいて地元推進委員からは特に問題ないとの報告を受けています。後日、私も確認しましたが、事務局の説明どおり問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとう。
番号3番。

前川委員 5番、前川です。また、一緒のように地元推進委員からも問題ないとの連絡を受けまして問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、番号4番。

坂倉委員	3番、坂倉です。11月8日に地元推進委員と一緒に現地確認しました。受入の方が立会いされて、責任を持って取り組みますということで、特に問題ないと思います。また、11月9日に高野尾地区農業振興協議会でも同様であります。以上です。
議長	はい、番号5番。
川口委員	10番、川口です。本日担当の石井委員が欠席ですが、9日の日に石井委員も出席していただき、一緒に現地確認をしました。地元推進委員も立ち会っていただき、別に問題はないということでございましたので、事務局の説明どおりよろしくお願いいたします。
議長	番号6番。
横山委員	11番、横山です。11月の8日に支所の職員に説明を受け、現地調査を行いました。地元推進委員も問題ないということです。事務局の説明どおりよろしくお願いいたします。
議長	番号7番。
平井委員	13番、平井です。11月9日の日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございますので、事務局の説明どおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	番号8番。
浅生委員	12番、浅生です。11月9日、会長、部会長、地元推進委員の立会いの上、現地確認を行いました。別に問題なしということでよろしくお願いいたします。
議長	番号9番。
太田委員	1番、太田です。この件につきましては、私は現地確認に出られませんでしたけれども、9日の日に地元推進委員に現地確認をしていただいて、問題ないという報告を受けました。よって事務局の説明どおり問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸

借権)事務局の説明をお願いします。

事務局

22ページをお願いいたします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)でございます。

番号1、地区 長野、借人 _____、貸人 _____、申請地 美里町平木野副 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,027㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の46.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は田で1,027㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

横山委員

11番、横山です。11月9日に守山会長、喜多部会長、ならびに事務局の方々においでいただきまして、地元推進委員、支所職員の立会いのもとに現地調査を行いました。代理人の業者の説明を聞きまして問題はないとの判断に至りました。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第8号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)事務局の説明をお願いします。

事務局

23ページをお願いいたします。

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 安東、借人 株式会社 _____ 代表取締役社長 _____、貸人 _____、申請地 河辺町門脇 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 175㎡。

これにつきましては、不動産賃貸業も営む借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、農地以外の地目である一体利用地、約2,200㎡と共に申請地を店舗用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 片田、借人 _____、貸人 _____、申請地 片田井戸町里前_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 188㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成30年6月頃に着工してから、住宅の一部が申請地に越境していることが判明したため、分筆し当申請に及んだ旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号3、地区 片田、借人 _____、貸人 _____、申請地 片田志袋町中反_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 270㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されま

す。
番号4、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里山室町西川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 277㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されま

す。
番号5、地区 大里、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 大里睦合町蟹田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 654㎡の内340㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されま

す。
以上、件数は5件、合計面積は1,250㎡、このうち田が458㎡、畑が792㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

太田委員 2番、太田です。9日の日に地元推進委員と事務局とで現地確認をしました。これは事務局の説明がありましたように店舗開設の一部に係るということで、当人の所有地ということで何ら問題はございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 番号2番、3番。

前川委員 5番、前川です。11月9日の日に、現地確認の日はちょっと欠席させていたいただきましたが、出席していただいた地元推進委員から問題ないとの連絡を受

けております。14日の日に私も現地確認をさせていただきまして、事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとう。
番号4番。

坂倉委員 3番、坂倉です。11月9日に地元推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおり特に問題ございません。以上です。

議長 番号5番。

坂倉委員 3番、坂倉です。11月9日に地元推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおり特に問題ございません。よろしくお願いします。

議長 ありがとう。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第9号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第10号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いいたします。
議案第10号 非農地証明願について でございます。

番号1、地区 椋本、願出者 _____、申請地 芸濃町椋本念佛田_____
、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 1,605㎡ 外1筆、
合計面積 1,919㎡。

これにつきましては、平成30年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和39年頃より事務所及び倉庫等が建築されていることが確認できるため、これまで事業用敷地として使用されているものだと判断できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 椋本、願出者 _____、申請地 芸濃町椋本念佛田_____
、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 158㎡。

これにつきましては、昭和50年10月6日に撮影された、国土地理院の航空写真により、申請地はこの時すでに工場用地として使用されていることが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積はいずれも畑で2,077㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番、2番。

川口委員 10番、川口です。9日の日に会長、部会長に出席いただきまして、地元推進委員に出席いただきました。別に問題はないということでございました。ほかに意見はございませんでしたので、よろしくお願いいたします。番号2番も同じです。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第10号については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第11号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で220,026㎡、畑の使用貸借で1,705㎡、契約件数は82件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で16,075㎡、契約件数は11件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で209,221㎡、契約件数は37件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で52,610㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,176㎡、契約件数は14件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で5,691㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、ございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて503,623㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて2,881㎡、合計契約件数は146件、合計面積は506,504㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区41件、河芸地区3件、安濃地区26件、芸濃地区10件で合計80件、合計面積は418,172㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で54.8%、面積で82.6%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
まず、整理番号73についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号83、ほか7件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この8件について、いかがでしょうか

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号135、ほか2件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この3件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号9、ほか6件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この7件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号28、ほか61件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この62件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、議案第11号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上で、第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時56分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年11月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____

